

野田市家庭的保育事業等の設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月28日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第25号

野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例

野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年野田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第43条—第49条）」を
「第5章 事業所内保育事業（第43条—第49条）
第6章 雑則（第50条）」に改める。

第7条第1項各号列記以外の部分中「第3号において」を「以下この条において」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第5項中「行う者」を「行う施設」に改める。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。